

## 指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業（予防通所介護相当サービス）

### 特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」運営規程

#### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が開設する特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業（予防通所介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態、要支援状態等にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業（予防通所介護相当サービス）（以下「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 第1号通所事業（指定予防通所介護相当サービス）の提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」デイサービスセンター
- （2） 所在地 高崎市新保町字塚越993番地

#### （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（併設特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」園長と兼務）  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 看護職員 1名以上 (非常勤職員1名、機能訓練指導員と兼務)

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4) 介護職員 1名以上

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(5) 事務職員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 施設の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 天災その他やむをえず業務を遂行できない日を除き、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時45分から午後4時45分までとする。

(利用定員)

第6条 地域密着型通所介護等の利用定員は10名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 地域密着型通所介護等の内容は次のとおりとし、地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(第1号通所事業においては高崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額)とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は第1号事業支給費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費又は第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

(1) 生活相談

(2) 健康状態の確認

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 食事の提供

(5) 入浴

(6) レクリエーション

(7) 送迎

2 前項各号に掲げるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 第9条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用実費

3 前項各号に掲げる費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意する旨の文章に記名捺印を受けることとする。

(契約書の作成)

第8条 通所介護を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で記名捺印を受けるものとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、地域密着型通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(地域との連携等)

第13条 指定地域密着型通所介護事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を行う事を目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が存在する圏域を管轄する地域包括支援センターの職員または市町村職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。

4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望や助言等を聴く機会を設ける。

5 事業者は、前項の報告、評価、要望や助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(苦情処理)

第14条 地域密着型通所介護等の提供に係わる利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した地域密着型通所介護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した地域密着型通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修を実施すると共に、必要な業務体制を整備するものとする。

2 事業所は、地域密着型通所介護等に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人群馬県社会福祉事業団と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第18条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を高崎市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に事業を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

平成21年4月1日制定

改正

平成24年4月1日

平成24年6月1日

平成26年4月1日

平成26年8月1日

平成27年4月1日

平成27年8月1日

平成28年4月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日

令和1年10月1日

令和2年4月1日

令和2年7月1日

令和2年11月1日

令和3年4月1日

令和5年4月1日

別紙（第7条関係）

1 要介護者利用料金

(1) 地域密着型通所介護 基本料金（1日につき）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3～4時間未満	415単位	476単位	538単位	598単位	661単位
4～5時間未満	435単位	499単位	564単位	627単位	693単位
5～6時間未満	655単位	773単位	893単位	1010単位	1130単位
6～7時間未満	676単位	798単位	922単位	1045単位	1168単位
7～8時間未満	750単位	887単位	1028単位	1168単位	1308単位

(2) 加算される料金（1日につき）

項目	利用料金	備考	
入浴介助加算（Ⅰ）	40単位	入浴を利用した場合	
入浴介助加算（Ⅱ）	55単位	入浴計画に基づき自宅の環境を整える	
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56単位	専従（機能訓練指導員）1名以上 計画書に基づき実施した場合	
サービス提供体制強化 加算Ⅰ	22単位	以下のいずれかに該当する事 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	
サービス提供体制強化 加算Ⅱ			介護福祉士が50%以上
サービス提供体制強化 加算Ⅲ			6単位

※上記料金に市町村から通知された負担割合証に応じた額が自己負担となります。

※そのほかの加算

- 介護職員処遇改善加算：所定の単位数（基本＋加算）にサービス加算率の5.9%を乗じて算定します。
- 介護職員等特定処遇改善加算：所定の単位数（基本＋加算）にサービス加算率の1.2%を乗じて算定します。

3 地域区分加算（6級地）：所定の単位数（基本＋加算）に、サービス加算率の2.7%を乗じて算定します。（1単位あたりの単位10.27円となります）

※利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合、片道につき47単位を減算します。

2 要支援者および事業対象者利用料金

(1) 第一号通所介護事業（予防通所介護相当サービス）基本料金（1月につき）

項目	一ヶ月の単位数
通所型サービス1	1,672単位
通所型サービス2	3,428単位

(2) 加算される料金（1月につき）

項目		利用料金		備考
運動器機能向上活動加算		通所型サービス 1. 2	225単位	個別計画書作成、サービス実施、評価、見直しの実施
サービス提供体制強化加算Ⅰ	い ず れ か 一 つ	通所型サービス1	88単位	以下のいずれかに該当する事 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上
		通所型サービス2	176単位	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	い ず れ か 一 つ	通所型サービス1	72単位	介護福祉士が50%以上
		通所型サービス2	144単位	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	い ず れ か 一 つ	通所型サービス1	24単位	以下のいずれかに該当する事 ①介護福祉士30%以上 ②勤続7年以上介護福祉士30%以上
		通所型サービス2	48単位	

※上記料金に市町村から通知された負担割合証に応じた額が自己負担となります。

※その他の加算

1 介護職員処遇改善加算：所定の単位数（基本＋加算）にサービス加算率の5.9%を乗じて算定します。

2 介護職員等特定処遇改善加算：所定の単位数（基本＋加算）にサービス加算率の1.0%を乗じて算定します。

3 地域久軍加算（6級地）：所定の単位数（基本＋加算）に、サービス加算率の2.7%乗じて算定します。（1単位あたり10.27円となります）

(3) 介護保険対象外サービス

項 目	利 用 料 金
食費	640円/日 (全額自己負担) 10:00までキャンセル可
おやつ代	60円/日
レクリエーション費	実費相当分
おむつ代	パット1枚-50円 おむつ1枚-70円 もしくは同等のものを持参していただく

### 3 キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

項 目	キャンセル料
①ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
②ご利用日の当日午前9時までにご連絡いただいた場合	利用料金の10%
③ご利用日の当日午前9時までにご連絡がなかった場合	利用料金の25%

※上記金額は、全額自己負担となります。